

学校現場における児童虐待の重症度のレベル判断への影響要因 ——東北地区のスクールソーシャルワーカーを対象とした調査 を通して

池田 紀子*

抄 録

本研究の目的は、児童虐待の重症度のレベル判断と個人・組織要因の関連を明らかにし、判断への影響要因について考察することである。2019年2月～3月、東北地区のスクールソーシャルワーカー（SSWer）を対象に虐待4類型ごとのビネットを用いた質問紙法による量的調査を実施した（回収数101通、回収率32.5%）。重症度のレベル判断を従属変数、個人要因（年代、SSWerとしての虐待事例担当経験、ソーシャルワーカーとしての虐待事例担当経験、要保護児童対策地域協議会の実務者会議・個別ケース検討会議参加の有無、社会福祉士資格・教員免許の有無）と組織要因（配属形態）を独立変数としたロジスティック回帰分析を行った。分析の結果、個人要因の影響はビネットにより異なり、組織要因は重症度のレベル判断に影響はなかった。個人により重症度のレベル判断は異なるとの前提に立ち、様々な立場の複数の人で包括的に判断することが重要であることが示唆された。

Keywords: 児童虐待、判断、ビネット、スクールソーシャルワーカー、ロジスティック回帰分析

I. 問題背景及び研究目的

わが国においては、児童虐待防止法によって、関係機関に児童虐待の早期発見の努力義務が課せられている。しかしながら、学校教育機関も含む関係機関が関与しながらの虐待死亡事件は依然として発生している（厚生労働省 2019）。文部科学

省の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」によると、早期対応のための通告の重要性が指摘されているが、「虐待の有無を判断するのは、児童相談所等の専門機関である」とある（文部科学省 2019:21）。この文部科学省の手引きには、子どもや家族の様子や状況が予め示された項目に該当するかどうかの「虐待リスクのチェックリスト」はあるが、要支援児童かどうかを判定するものではなく、あくまで目安の一つと明記されている（文部科学省 2019:9-12）。また、厚生労働省の死亡事例等検証報告でも、虐待のリスク判断は

* Ikeda, Noriko
ルーテル学院大学大学院
社会福祉学専攻博士後期課程

教育機関だけの取り組みでは困難であり、その解決策として、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協と略）を活用することが提言されている（厚生労働省 2016：224）。学校による虐待通告の遅れが生じている背景には、虐待の重症度がどのレベルにあるかを判断する難しさに加え、チェックリストによる該当項目を確認したとしても、子どもや家庭の状況から重症度のレベルを判断する基準が曖昧である可能性がある。児童虐待の早期対応として、虐待の重症度レベルの判断基準を検討することは、喫緊の課題である。

厚生労働省による死亡事例検証では、学校で子どもからの訴えやけがの状況を担当教諭は把握していたものの虐待の認識に至らず、養育者の養育状況を含めた組織的なリスクアセスメントがされていなかった事例が報告されている（厚生労働省 2016：223）。また、虐待の疑いをもちつつも、学校組織としての通告を回避する問題現象も発生している。教職員を対象とした調査では、学校が通告しない理由として、「校内の対応で可能と判断」「虐待であるとの判断に自信が持てなかった」「虐待の程度が軽いと考えられた」ことが挙げられている（澁谷 2007：5）。また同調査では、通告する場合の理由への回答で、「重篤な虐待が認められる場合」「所属長の了解がある場合」「虐待の確証がある場合」が 60%～70%前後を占めている（澁谷 2007：4）。澁谷（2007）は、外部機関への通告・連絡・相談をしたか、しないかについて学校の組織対応の観点から論じているが、組織としての判断の元になるのは教職員やスクールソーシャルワーカー（以下、SSWer と略）など個人の判断であると筆者としては考える。

一方、児童相談所の児童福祉司を対象とした調査では、専門家としての SSWer に対して児童虐待の早期発見と虐待判断ができる専門性が期待されている（高良 2008）。また、保育所・幼稚園・小中学校の教職員を対象とした調査では、児童虐待に対応できる専門職としての SSWer 人員配置が教育行政へ望むこととして上げられていた（西原・原田・山口ほか 2008）。文部科学省は、

SSWer の専門職性を「児童生徒の最善の利益を保障するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行う専門職である」と定義している（文部科学省 2017：11）。学校で虐待を早期発見するためには、SSWer に、ソーシャルワーク専門職として虐待の重症度のレベル判断ができる専門性が求められると考える。

重症度のどのようなレベルが児童相談所や市町村によって虐待通告として受理されるかの指標としては「共通リスクアセスメントツール」(厚生労働省 2017)がある。このツールは、アセスメント項目ごとに把握した状況から、リスクを「あり」「なし」「不明」と判断する書式になっている。リスクの程度の判断は、図表 1 の児童相談所と市町村の役割を参考としながら、最重度虐待から虐待ローリスクまでの六段階が提示され、虐待の種類は身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待のいずれに該当するかを判断することになっている。このツールが運用されるためには、学校現場から児童相談所や市町村での受理につなげるための学校でのソーシャルワークが求められると考える。このツールの効果として期待されていることは、共通の指標を用いることで立場が異なる機関でも問題認識が共有されたり、個人の印象によるのではない客観的な判断が行なわれることとされている。児童相談所や市町村とは異なる立場である学校において、虐待ケースの重症度のレベルがどのように判断されるかを調査するための素材として用いることができると考える。

なお、SSWer がどのような対応を展開できるかは、配属形態によって異なると考えられる。配属形態は、配置された学校のみを担当する単独校方式、拠点となる学校に配置され、近隣校を担当する拠点校方式、教育委員会に配置され、学校からの要請に応じて派遣される派遣方式及び複数校を定期的に巡回する巡回方式がある（文部科学省 2017：15）。子ども・保護者のアセスメントは派遣方式よりも単独校あるいは拠点校が有意に行わ

図表 1 虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市町村の役割（厚生労働省 2017）



最重度虐待	死亡・生命の危機	きょうだいへの養育支援 分離保護後の親子への支援
重度虐待	分離保護が必要	親子関係の再構築の見極めと支援 保護者の抱える問題を改善する支援 子どもの情緒行動問題への支援 きょうだいへの養育支援
中～軽度虐待	在宅支援	養育方法の改善等による育児負担軽減 保護者の抱える問題を改善する支援 親子関係改善に向けた支援 子どもの情緒行動問題への支援 必要に応じた分離保護
虐待ハイリスク	集中的虐待発生予防 虐待早期発見・早期対応	養育方法の改善等による育児負担軽減 保護者の抱える問題を改善する支援 親子関係改善に向けた支援
虐待ローリスク	自立的な養育が可能	子育て資源等の情報提供 子育てに関する啓発 地域での子育て支援

れている（山野 2015）、派遣型よりも配置型の方が児童相談所の未介入の事例を担当する比率が高い（奥村 2016）といった配属形態による違いがある。この派遣・巡回方式と単独・拠点方式による違いは、問題が明確になってから依頼があるのか、あるいは拠点方式のように学校に存在して問題発見から担うのかによると指摘されている（山野・梅田・厨子 2014）。

SSWer を調査対象とした児童虐待対応の先行研究としては、活動形態の比較による虐待事例実態分析（奥村 2016）、配置校型 SSWer に焦点をあてた虐待的養育環境にある子どもへの援助プロセス（西野 2009）、チーム・アプローチのための校内体制とスクールソーシャルワーカーの位置づけの検討（西野 2014）がある。SSWer 以外では、児童福祉司を対象とした児童相談所と小学校との連携における SSWer の役割（高良 2008）、教員を対象としたネグレクト児童に対する SSWer の役割（奥村 2018）およびチーム・アプローチと SSWer の役割の関連（西野 2015）がある。SSWer の虐待判断に関連する要因についての先行研究はまだないが、中学校の教師の虐待判断への影響要因については、被虐待児の担任経験の有無が指摘されている（田中・長友・藤田ほか 2007）。

以上の先行研究から、学校でのソーシャルワークの一環として児童虐待の重症度のレベル判断を行うにあたって、以下の三点の課題があると考え

る。

一点目は、共通リスクアセスメントツール（厚生労働省 2017）は通告を受理する際の重症度を判断する基準であり、学校における虐待重症度のレベル判断の基準は明確にされていない点である。

二点目は、SSWer 自身が虐待ケースの重症度のレベルを判断できるかどうかの専門性が問われる点である。学校教職員が虐待の疑いを認知していても通告に至っていない場合、重症度のレベル判断ができる SSWer であれば専門職として重症度レベルを学校に提示し、組織的な判断・対応につなげていくことができる。

三点目は、虐待ケースの重症度のレベル判断においても、学校に配置されるか、教育委員会に配置されるかでも違いが生じると考えられる。特に派遣型の場合は、学校からの依頼を待たないと介入できない前提があるため、専門性を発揮することに限界があることである。

よって、本研究の目的は、学校における虐待ケースの重症度のレベルがどのように判断される傾向にあるのか、重症度のレベルを判断するにあたって影響する個人要因は何であるのか、そして、重症度のレベル判断に配属形態の違いという組織要因は影響を与えるのかを明らかにすることである。

II. 研究方法

1. 調査対象及び調査期間

東北地区の区市町村教育委員会（以下教委と略）に所属するSSWerを対象に、質問紙法による量的調査を実施した。調査に先立ち、2018年9月に233自治体教委のSSWer担当指導主事を対象とする事前調査を実施したところ、153自治体より回答があり、配属人数は268人であった（回収率66%）。2019年2月から3月にかけて、筆者を除く267人が所属する153自治体の教委、及び事前調査の回答がなかった80自治体の教委に自記式の調査票を郵送し、担当指導主事からSSWerへの手渡しによる協力を依頼した。後者の調査票数は、1自治体に対し調査票1通だが、筆者が把握している人数も追加したため84人分となり、郵送した調査票の合計は351通となった。郵送後、調査協力不可の連絡が4自治体（41名分）から入ったが、調査対象には東北地区六県の自治体が含まれている。調査協力不可の対象者を除く310人のうち、回収数は101通（回収率32.5%）であった。

2. 調査項目

質問紙票には、虐待4類型ごとに架空事例のビネットを掲載した。ビネットによる調査は、海外の先行研究で「判断する人によって認知された要因の影響力を調査する方法」(Taylor 2006: 1201)と定義されており、虐待重症度のレベル判断に影響する要因を検討するために適切と考えた。Taylor (2006)によるビネット調査の手法では、まず判断への影響要因となる独立変数を含む文章を作成し、レベルの異なる要因から構成されるフレームワークをまとめる。一つの独立変数に対して異なるレベルの内容を挿入することで、複数のビネットがランダムに作り変えられることになる。

海外の調査研究では、子ども保護ソーシャルワーカーを対象としたビネット調査で、リスクレベルのアセスメントに、子どもへの危害、住居、

薬物使用、配偶者の暴力、支援者への協力のレベルの違いが有意に影響を及ぼしていることが明らかにされている(Stokes & Schmidt 2012)。また高齢者虐待の送致に関わるソーシャルワーカー、看護師、ケアマネージャーを対象としたビネット調査では、身体的虐待の具体的な内容や虐待を受けた頻度が、虐待認知や送致の判断に影響を及ぼす結果が示されている(Killick & Taylor 2012)。

本調査では、以下のビネットの文章と表1のビネットフレームワークを作成した。

Zは、【①虐待類型】にある【②子どもの学年】の【③子どもの性別】である。Zの世帯は、【④家族形態】である。保護者は、【⑤保護者の援助への態度】である。保護者は、【⑥保護者の困り感】の状況にある。この状況に対して、担任は【⑦担任の虐待認知】の考えである。

表1の①から⑦までが、上記のビネットフレームワークにランダムに挿入する独立変数となる。①から⑥までは、海外の調査研究結果の一部及び共通リスクアセスメントツール(厚生労働省2016)を参考にし、⑦は筆者が2017年～2018年に実施した個別インタビューによる質的調査の分析結果に基づき作成した。今回の調査では、表1をもとに16のビネットを作成し、1つの質問紙票に4つの虐待類型が含まれるように4パターンに分類した。回答者にランダムに届くよう、送付先一覧の順にパターンが重複しないよう封入した。

ビネットには、虐待ケースの重症度を問う設問を設けた。設問は、図表1「虐待の重症度と対応内容及び児童相談所と市町村の役割」を同封し、この重症度のレベルを参考にしながら「最重度虐待」を「6」、「虐待ローリスク」を「1」とする6件法で回答を求めた。

個人レベルの要因としては、年代、SSWerとしての虐待担当経験の有無、SSWer以外のソーシャルワーカーとしての虐待担当経験の有無、要

対協実務者会議参加の有無、要対協個別ケース検討会議参加の有無、社会福祉士の有無、教員免許の有無、SSWer 経験年数、ソーシャルワーカー経験年数を尋ねた。組織レベルの要因としては、配属形態の単独校方式・拠点校方式・派遣方式・巡回方式・その他の5択を設定した。

3. 仮説

調査に向けて、以下の2つの仮説を設定した。

(仮説1)「SSWerによる虐待類型別の重症度のレベル判断には、個人レベルの要因である年代、SSWer虐待担当経験、ソーシャルワーカー虐待担当経験、要対協実務者会議・個別ケース検討会議への参加経験、社会福祉士・教員免許の有無、

SSWer 経験年数、ソーシャルワーカー経験年数が影響する」

(仮説2)「SSWerによる虐待類型別の重症度のレベル判断には、配属形態が影響する」

4. 分析方法

本調査では、虐待重症度のレベル判断の回答を、「最重度虐待・重度虐待」と「中度虐待・軽度虐待・虐待ハイリスク・虐待ローリスク」の二値に変換した。共通リスクアセスメントツールによると、「重度虐待」と「中度虐待」は、「分離保護が必要」かどうかという判断の境目になってくる。この境目によって二値に分けることで、学校教職員は保護の判断は出来ないが、家族からの分

表1 ビネットフレームワーク

フレームワーク	スロット	No.	レベル	内容
①虐待類型	1	1	ネグレクト	慢性的な栄養不良で、劣悪な住環境
	1	2	身体的虐待	新旧混在した傷があり、玄関やベランダに締め出され、求めても中に入れてもらえない
	1	3	心理的虐待	保護者から「生まなければ良かった」「死んでしまえ」「出て行け」と言われる
	1	4	性的虐待	保護者から強制的に性的描写を見せられたり、卑猥な言葉を発せられたりしている
②子どもの学年	2	1	中学3年	中学3年
	2	2	小学6年	小学6年
	2	3	小学3年	小学3年
	2	4	小学1年	小学1年
③子どもの性別	3	1	男児	男児
	3	2	女児	女児
④家族形態	4	1	ひとり親家庭	親の異性の友人が入り出るひとり親家庭
	4	2	ひとり親家庭の夜間不在	親の夜間不在時に知人が子どもを監護するひとり親家庭
	4	3	若年保護者	若年保護者
	4	4	内縁の親子関係	内縁の親子関係
⑤保護者の援助への態度	5	1	態度が変わる	時と場面により態度が変わる
	5	2	拒否的	拒否的、攻撃的、無視する態度
	5	3	家庭訪問に応じない	正当な理由なく家庭訪問に応じない
	5	4	拒絶	援助を拒絶し、強迫的反発がある
⑥保護者の困り感	6	1	困り感あり	困り感があり、解決方法を求めている
	6	2	困り感表明のみ	困り感を表明できるが、解決方法が全く見いだせていない
	6	3	一貫しない	困り感を時折漏らすことがあるが、一貫しない
	6	4	困り感なし	困り感がなく、改善意欲が全くない
⑦担任の虐待認知	7	1	虐待認知あり	虐待の疑いがあると考えている
	7	2	虐待認知なし	虐待の疑いはないと考えている

離が必要なほど重症度のレベルが重いと判断するかどうかの質的な違いを明確にできるのではないかと考えた。個人レベルの要因のうち年代は「20～30代」「40代」「50代」「60～70代」に分けた。配属形態の要因は、学校配置と教育委員会配置の違いを検討するため、「単独・拠点方式」「派遣・巡回方式」「その他」に区分した。

分析では、回答の記述統計、個人属性の相関係数をまとめた。二値の虐待重症度のレベル判断を従属変数、個人要因である年代、SSWerとしての虐待担当経験、ソーシャルワーカーとしての虐待担当経験、要対協実務者会議参加、要対協個別ケース検討会議参加、社会福祉士、教員免許、配属形態を独立変数としたロジスティック回帰分析を行った。

ロジスティック回帰分析では、特定の独立変数を含んでいるモデルと含んでいないモデルの独立変数の有意性を比較しながら、モデルの当てはまりの良さを検討する手法をとった（筒井ほか2015；Hosmerら=2017）。

記述統計及び分析結果においては、Stata/IC 15.1を使用した。

5. 倫理的配慮

本調査の倫理的配慮についてはルーテル学院大学の研究倫理委員会の審査・承認を得て実施した。

Ⅲ. 分析結果

1. 分析対象者の個人属性及び組織属性

回収数は101通（回収率32.5%）である。対象者の年代は、20～30代15人（15%）、40代16人（16%）、50代26人（26%）、60～70代43人（43%）であった。虐待担当経験ありの回答はSSWerで61人（61%）、ソーシャルワーカーの業務で41人（41%）であり、SSWerの業務で初めて虐待を担当する層があるといえる。要対協実務者会議参加ありは37人（39%）、個別ケース検討会議参加ありは54人（56%）であった。基礎資格は、社会福祉士59人（60%）、教員免

許47人（47%）だった。基礎資格の年代内訳では60代以上のグループが社会福祉士で17人（29%）であるのに対して、教員は28人（60%）であった。SSWer経験年数は1年～11年で平均3.5年、ソーシャルワーカー経験年数は0年～48年で平均6.6年であった。配属形態は、派遣・巡回方式48人（48%）、単独・拠点方式34人（34%）、その他17人（17%）であった。なお、比率は欠損値のため属性によって異なる。

2. 虐待重症度のレベル判断（6件法）の記述統計量

本調査では、ネグレクト、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待の可能性があると示したビネット（以下、ネグレクトビネット、身体的虐待ビネット、心理的虐待ビネット、性的虐待ビネットとする）に対して、重症度のレベル判断を6件法で尋ねた。このビネットごとの度数分布は図1の通りである。

ネグレクトビネットの重症度のレベル判断の内訳は、軽中度42%（40件）と重度・最重度40%（38件）が、ほぼ同じ比率になった。身体的虐待ビネットの重症度のレベル判断の内訳は、重度40%（38件）、最重度46%（44件）となり、重度以上が全体の9割弱を占める結果となった。心理的虐待ビネットの重症度のレベル判断は、軽中度が49%（47件）、重度・最重度が43%（41件）という比率となった。性的虐待ビネットの重症度のレベル判断は、軽中度が28%（26件）、重度・最重度が71%（66件）という比率となったが、1件だけローリスクの回答があった。

3. 2値に変換した重症度のレベル判断の記述統計量

ビネットの重症度のレベル判断6値の回答のうち、「ローリスク・ハイリスク・軽度・中度虐待」を「0」、「重度・最重度虐待」を「1」とする2値のダミー変数に変換したところ、表2の記述統計量となった。

図1 虐待類型別ビネットの重症度のレベル判断内訳

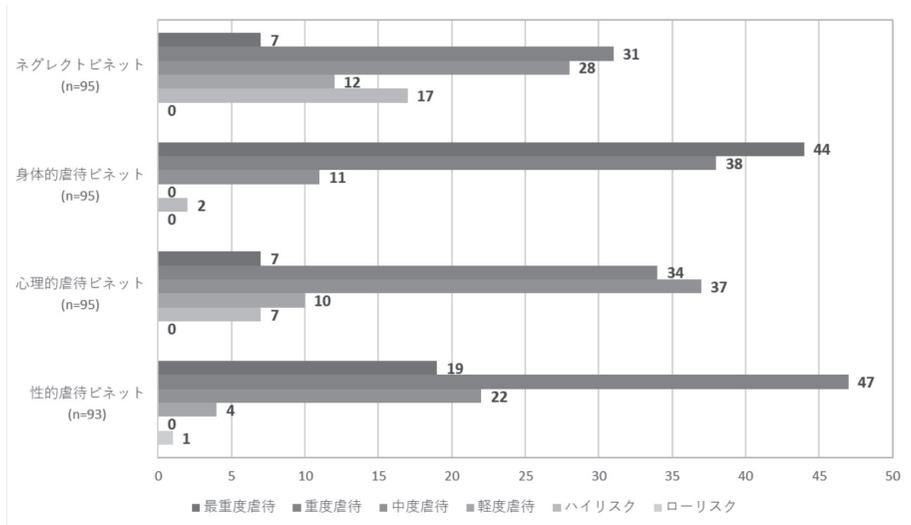


表2 虐待類型別ビネットの重症度のレベル判断（2値）の度数分布

重症度のレベル判断	虐待類型別ビネット							
	ネグレクトビネット (n=95)		身体的虐待ビネット (n=95)		心理的虐待ビネット (n=95)		性的虐待ビネット (n=93)	
ローリスク・ハイリスク・軽中度虐待 (=0)	57	60%	13	14%	54	57%	27	29%
重度・最重度虐待 (=1)	38	40%	82	86%	41	43%	66	71%

4. 個人属性の変数間の相関係数

個人属性のうちで連続変数である経験年数以外のカテゴリ変数を独立変数とした場合の変数間の相関を確認した。なお、SSWer 経験年数及びソーシャルワーカー経験年数の相関係数は、 $r=.22$ と低かったため、共線性はないと考え、統制変数として強制投入することにした。データをペアワイズ除去により Bonferroni 多重比較で相関係数を推定したところ、表3の分析結果となった。

有意な結果となった相関係数のうち、資格については、社会福祉士を有している人は、教員免許を有していない ($r = -.54, n=99, p<0.01$)、そして年代が低い ($r = -.32, n=99, p<0.05$) 傾向がある一方、教員免許を有している人は年代が高い ($r=.38, n=99, p<0.01$) 傾向にあった。また要対協個別ケース検討会議に参加している人は、社会福祉士を有している ($r=.36, n=96, p<0.01$)、

SSWer になってから虐待ケースを担当している ($r=.42, n=96, p<0.01$)、そして要対協実務者会議に参加している ($r=.58, n=95, p<0.01$) という傾向が明らかになった。

5. 虐待重症度のレベル判断への影響要因

虐待重症度のレベル判断を従属変数とするロジスティック回帰分析を実施した。虐待類型別の比較を試みるため、同じ独立変数を強制投入することとした。モデル1では個人レベルの要因として、年代、SSWer 虐待担当経験、ソーシャルワーカー虐待担当経験、要対協実務者会議・個別ケース検討会議への参加経験、社会福祉士・教員免許の有無を投入した。モデル2では、モデル1に加え、連続変数であるSSWer 経験年数、ソーシャルワーカー経験年数を統制変数として投入した。モデル3では、モデル2に加え、組織レベルの要

表3 個人レベル要因の独立変数間の相関分析

		年代	SSW er 虐待担当	ソーシャル ワーカー 虐待担当	要対協実務 者会議	要対協個別 ケース検討 社会福祉士 会議	教員免許	
年代	相関係数	1						
	有意水準 度数	100						
SSW er虐待担当経験	相関係数	-.15	1					
	有意水準 度数	100	100					
ソーシャルワーカー 虐待担当経験	相関係数	-.01	.17	1				
	有意水準 度数	99	99	99				
要対協実務者会議	相関係数	.02	.18	.27	1			
	有意水準 度数	95	95	94	95			
要対協個別ケース 検討会議	相関係数	-.06	.42**	.23	.58**	1		
	有意水準 度数	96	96	95	95	96		
社会福祉士	相関係数	-.32*	.18	.03	.24	.36**	1	
	有意水準 度数	99	99	98	95	96	99	
教員免許	相関係数	.38**	-.19	-.22	-.13	-.14	-.54**	1
	有意水準 度数	99	99	98	95	96	99	99

**p<0.01, *p<0.05

因である配属形態を投入した。

(1) ネグレクトビネットの重症度のレベル判断

ネグレクトビネットの重症度のレベル判断のロジスティック回帰分析の結果は、表4の通りである。モデル全体の有意差は、モデル2とモデル3が有意な結果となった (p<0.000)。

個人レベルの要因について、モデル1では要対協個別ケース検討会議への参加が10%水準での有意で影響が見られた。モデル2とモデル3では、SSWer 経験年数 (p<0.01)、教員免許及びソーシャルワーカー経験年数 (p<0.05) が有意な結果となった。モデル2の結果からは、SSWerとしての経験年数が長いほど重症度のレベルを重く判断しない傾向があるが、教員免許を有している人及びソーシャルワーカーとして経験年数が長いほどネグレクトビネットの重症度のレベルを重く判断する傾向にあると言える。なお、これらの3つの要因はモデル3で配属形態を投入しても有意のままであり、重症度のレベル判断に対して直接効果を及ぼしていると考えられる。

組織レベルの要因について、モデル3では配属形態は有意な結果とならなかった。

(2) 身体的虐待ビネットの重症度のレベル判断

身体的虐待ビネットの重症度のレベル判断のロジスティック回帰分析の結果は、表5の通りである。モデル全体の有意差は、モデル2が有意な結果となった (p<0.05)。

個人レベルの要因について、モデル1では、教員免許 (p<0.01)、SSWer 虐待担当経験 (p<0.05)、社会福祉士 (p<0.05) が有意な結果となった。モデル2では、教員免許が有意なままであったが (p<0.05)、SSWer 虐待担当経験と社会福祉士が有意でなくなり、新たにSSWer 経験年数が有意となった (p<0.05)。これら2つの要因はSSWer 経験年数が媒介変数として影響を与えていることが分かった。なお、モデル1とモデル2では、年代が10%水準で有意との結果であった。モデル3では、教員免許とSSWer 経験年数が10%水準で有意との結果であった。モデル2の結果からは、教員免許を有していると、身体的虐待ビネッ

表4 ネグレクトビネットの重症度レベル判断を従属変数とするロジスティック回帰分析結果

従属変数：ネグレクトビネットの重症度レベル判断	モデル1			モデル2			モデル3		
	係数	SE	オッズ比	係数	SE	オッズ比	係数	SE	オッズ比
独立変数：									
年代	-0.11	0.24	0.90	-0.53	0.36	0.59	-0.52	0.37	0.59
SSWer虐待担当経験	-0.81	0.57	0.45	0.52	0.91	1.68	0.42	0.92	1.52
ソーシャルワーカー虐待担当経験	0.70	0.50	2.01	0.67	0.63	1.96	0.74	0.64	2.09
要対協実務者会議	-0.11	0.57	0.90	-0.08	0.74	0.93	-0.03	0.75	0.97
要対協個別ケース検討会議	1.24+	0.69	3.47	1.21	0.91	3.35	1.24	0.91	3.46
社会福祉士	0.20	0.64	1.22	-1.10	0.91	0.33	-1.02	0.92	0.36
教員免許	0.92	0.62	2.50	1.63*	0.81	5.12	1.69*	0.83	5.40
SSWer経験年数				-0.81**	0.23	0.45	-0.80**	0.23	0.45
ソーシャルワーカー経験年数				0.10*	0.05	1.11	0.10*	0.05	1.10
派遣・巡回方式：基準カテゴリー									
単独・拠点方式							-0.37	0.69	0.69
その他							-0.64	0.81	0.53
観測値	90			82			82		
疑似R ²	0.08			0.31**			0.32**		

**p<0.01, *p<0.05, +p<0.10

表5 身体的虐待ビネットの重症度レベル判断を従属変数とするロジスティック回帰分析結果

従属変数：身体的虐待ビネットの重症度レベル判断	モデル1			モデル2			モデル3		
	係数	SE	オッズ比	係数	SE	オッズ比	係数	SE	オッズ比
独立変数：									
年代	0.73+	0.42	2.08	0.95+	0.56	2.59	0.78	0.56	2.18
SSWer虐待担当経験	1.96*	0.94	7.09	0.98	1.38	2.65	0.72	1.43	2.06
ソーシャルワーカー虐待担当経験	-0.62	0.77	0.54	-0.54	0.87	0.58	-0.60	0.88	0.55
要対協実務者会議	0.61	0.89	1.85	0.68	0.96	1.97	0.68	0.98	1.97
要対協個別ケース検討会議	-0.94	1.03	0.39	-0.63	1.37	0.53	-0.52	1.38	0.60
社会福祉士	-1.86*	0.92	0.16	-1.05	1.03	0.35	-0.99	1.08	0.37
教員免許	-2.97**	1.11	0.05	-3.02*	1.42	0.05	-2.7+	1.39	0.07
SSWer経験年数				0.69*	0.35	1.99	0.65+	0.37	1.91
ソーシャルワーカー経験年数				-0.02	0.05	0.98	-0.02	0.06	0.98
派遣・巡回方式：基準カテゴリー									
単独・拠点方式							-0.43	0.86	0.65
その他							0.00		1.00
観測値	90			82			67		
疑似R ²	0.20			0.28*			0.26		

**p<0.01, *p<0.05, +p<0.10

トの重症度レベルを重く判断しない傾向にあるが、SSWerの経験年数が長くなると重症度レベルを重く判断する傾向にあると言える。

組織レベルの要因について、モデル3では配属形態は有意な結果とならなかった。

(3) 心理的虐待ビネットの重症度のレベル判断

心理的虐待ビネットの重症度のレベル判断のロジスティック回帰分析の結果は、表6の通りである。モデル全体の有意差は、モデル2とモデル3が有意な結果となった (p<0.05)。

個人レベルの要因について、モデル1では有意な独立変数はなかった。モデル2とモデル3で有意な結果となったのは、ソーシャルワーカー経験年数 (p<0.01) と要対協実務者会議への参加の有無 (p<0.05) であった。社会福祉士も10%水

準で有意との結果であった。この結果からは、ソーシャルワーカーの経験年数が長いと心理的虐待ビネットの重症度レベルを重く判断する傾向にあるが、要対協実務者会議に参加経験のある人は重症度レベルを重く判断しない傾向にあると言える。

組織レベルの要因について、モデル3では配属形態は有意な結果とならなかった。

(4) 性的虐待ビネットの重症度のレベル判断

性的虐待ビネットの重症度のレベル判断のロジスティック回帰分析の結果は、表7の通りである。いずれのモデルにおいても、モデル全体の有意性は出なかった。

個人レベルの要因について、モデル1で要対協個別ケース検討会議が、モデル3で社会福祉士が

表6 心理的虐待ビネットの重症度レベル判断を従属変数とするロジスティック回帰分析結果

従属変数：心理的虐待ビネットの重症度レベル判断 独立変数：	モデル1			モデル2			モデル3		
	係数	SE	オッズ比	係数	SE	オッズ比	係数	SE	オッズ比
年代	-0.11	0.22	0.89	0.23	0.32	1.26	0.17	0.33	1.19
SSWer虐待担当経験	0.25	0.52	1.28	0.28	0.70	1.32	0.38	0.74	1.47
ソーシャルワーカー虐待担当経験	-0.06	0.48	0.94	0.02	0.58	1.02	-0.09	0.60	0.91
要対協実務者会議	-0.42	0.56	0.66	-1.60*	0.76	0.20	-1.60*	0.76	0.20
要対協個別ケース検討会議	0.64	0.62	1.90	0.95	0.75	2.58	0.87	0.75	2.39
社会福祉士	-0.98	0.63	0.37	-1.55+	0.83	0.21	-1.68+	0.86	0.19
教員免許	-0.44	0.60	0.65	-0.24	0.72	0.79	-0.22	0.73	0.80
SSWer経験年数				0.00	0.14	1.00	-0.03	0.15	0.97
ソーシャルワーカー経験年数				0.15**	0.05	1.16	0.16**	0.05	1.17
派遣・巡回方式：基準カテゴリー							0.10	0.63	1.11
単独・拠点方式							0.61	0.75	1.83
その他									
観測値	90			82			82		
疑似R ²	0.03			0.18*			0.18*		

**p<0.01, *p<0.05, +p<0.10

表7 性的虐待ビネットの重症度レベル判断を従属変数とするロジスティック回帰分析結果

従属変数：性的虐待ビネットの重症度レベル判断 独立変数：	モデル1			モデル2			モデル3		
	係数	SE	オッズ比	係数	SE	オッズ比	係数	SE	オッズ比
年代	0.07	0.25	1.08	0.06	0.31	1.06	-0.01	0.32	0.99
SSWer虐待担当経験	0.53	0.57	1.71	0.61	0.71	1.84	0.40	0.73	1.49
ソーシャルワーカー虐待担当経験	0.12	0.54	1.12	-0.04	0.57	0.96	-0.22	0.60	0.80
要対協実務者会議	-0.86	0.68	0.43	-1.02	0.71	0.36	-1.05	0.73	0.35
要対協個別ケース検討会議	1.29+	0.74	3.63	1.11	0.78	3.04	1.09	0.81	2.99
社会福祉士	-1.02	0.75	0.36	-1.38	0.85	0.25	-1.41+	0.85	0.24
教員免許	-1.13	0.70	0.32	-1.02	0.76	0.36	-0.97	0.76	0.38
SSWer経験年数				0.04	0.15	1.04	0.00	0.15	1.00
ソーシャルワーカー経験年数				0.05	0.04	1.05	0.05	0.04	1.05
派遣・巡回方式：基準カテゴリー							-0.90	0.61	0.41
単独・拠点方式							0.25	0.81	1.29
その他									
観測値	88			80			80		
疑似R ²	0.08			0.11			0.13		

**p<0.01, *p<0.05, +p<0.10

10%水準で有意との結果が出たのみであった。

組織レベルの要因について、モデル3では配属形態は有意な結果とならなかった。

IV. 考察

1. 虐待重症度のレベル判断に影響する個人レベルの要因

(1) 身体的虐待ビネットとネグレクトビネットの重症度のレベル判断に与える影響要因の違い

SSWerの経験年数が長くなると、身体的虐待ビネットの重症度のレベルを重く判断する傾向にあった。身体的虐待ビネットの場合は、SSWerとして虐待を担当した経験や社会福祉士の有無は、SSWer経験年数が媒介変数となっていると

いう特徴があった。虐待事例担当経験や社会福祉士の資格の有無が、身体的虐待ビネットの重症度のレベル判断に直接影響を及ぼしておらず、SSWerとしての経験年数を経ることで、重症度を重く判断する傾向になると考えられる。

逆に、ネグレクトビネットの場合は、SSWerの経験年数が長くなると、重症度レベルを重く判断しない傾向にあった。SSWerにとって、担当する事例ではネグレクトが多いという実態もあり(奥村 2016)、ネグレクトビネットは、身体的虐待ビネットと比較すると分離保護が必要な重い重症度ではないと判断していると考えられる。しかしながら、ネグレクトでも死亡事例は発生している現状を踏まえると(厚生労働省 2019)、SSWerとしての経験が長くなってきた人ほど、ネグレク

トの重症度を控え目に判断することを意識する必要があると考えられる。また、教員免許を有している人やソーシャルワーカーの経験年数が長い場合は、ネグレクトの重症度レベルを重く判断する傾向がある。SSWerの経験年数だけで判断するのではなく、様々な立場の人と判断を共有することが重篤なケースの見逃しを回避でき、虐待の悪化防止につながると言える。

(2) 心理的虐待ビネットの重症度のレベル判断に与える影響要因の特徴

心理的虐待ビネットの場合は、ネグレクトビネットと身体的虐待ビネットには有意とならなかった要対協実務者会議への参加の有無が影響を及ぼしていた。会議に参加した経験のある人は重症度のレベルを重く判断しない傾向にあったのは、この会議が進行管理台帳に登録されたケースを定期的にフォローする場で虐待に限らないケースも取り扱っていることや、実際に自分が担当しているケースではないことが、虐待の重症度レベルを重く判断しない傾向につながっている可能性がある。

また、ネグレクトビネットと身体的虐待ビネットの重症度レベルの判断に影響のあったSSWerの経験年数と教員免許の有無は、心理的虐待ビネットでは有意性のある影響要因とならなかった。一方で、ソーシャルワーカーの経験年数はネグレクトビネットと同様、重症度レベルを重く判断する傾向が見られたことから、学校現場以外のソーシャルワーク実践現場で経験を重ねていることが重症度の判断に影響を及ぼしていると考えられる。

(3) 性的虐待ビネットの重症度のレベル判断に与える影響要因

性的虐待ビネットの場合は、他の虐待類型と異なり、有意性のある影響要因がなく、性的虐待ビネットの重症度レベルを判断するにあたっては、他の要因の検討が必要である。唯一、10%水準ではあるが、要対協個別ケース検討会議への参加の

有無が影響要因として示唆された。

2. 虐待重症度のレベル判断に影響する組織レベルの要因

全ての虐待類型において、組織レベルの要因としての配属形態は、重症度のレベル判断に影響を及ぼさない結果であった。これは、学校や教育委員会のいずれの現場に配属されようとも、配属形態からの影響は受けず、個別のケースに応じた自らの判断を行なう傾向にあると考えることができるのではないかと。

V. 結論

共通リスクアセスメントツール（厚生労働省2017）という基準に依拠しながらも、虐待ケースの重症度のレベル判断は虐待類型のビネットごとにばらつきがあり、影響要因も異なることが明らかになった。

仮説1は、独立変数によって有意性が異なる結果となった。ネグレクトビネットでは、SSWer経験年数、ソーシャルワーカー経験年数、教員免許が重症度のレベル判断に影響することが明らかになった。身体的虐待ビネットでは、教員免許とSSWer経験年数が重症度のレベル判断に影響することが明らかになった。心理的虐待ビネットでは、ソーシャルワーカー経験年数と要対協実務者会議への参加の有無が重症度のレベル判断に影響することが明らかになった。性的虐待ビネットでは、重症度のレベル判断に影響する要因はなく、仮説は支持されなかった。

この結果からは、学校における重症度のレベル判断の基準がないことに加え、虐待の状況は複雑さがあるため、判断もその状況に応じて異なってくる課題が見えた。そのため個人によって重症度のレベル判断が異なるという前提に立ち、様々な立場の複数の人で包括的に判断することが重要であることが示唆された。

仮説2は、すべての虐待類型において支持されなかった。組織レベルの要因である配属形態の違いは、ケースの重症度のレベル判断に影響を与え

ないことが明らかになった。

VI. 研究の限界と今後の課題

いずれのモデルにおいても、欠損値が多いため観測値が少なく、また身体的虐待ビネットと性的虐待ビネットの二値の従属変数は片方が少数のサンプルによる分析であり、データ分析の結果はこの調査の範囲内のみで説明ができるものである。

また、虐待類型の比較を論じるため、同じ独立変数を強制投入する手法をとったが、さらに影響要因を精査していくためにはこの手法では限界がある。今後の研究課題として、虐待類型ごとに直接効果を及ぼす変数に違いがあったことを踏まえ、別の独立変数を用いた多変量解析を実施し、モデルの改善をはかっていきたいと考えている。

なお、ビネットに掲載した虐待類型の文章は、共通リスクアセスメントツール（厚生労働省2017）の複数ある下位項目の中の一つを選択する手法をとっているため、他の文章であれば、異なる結果が出た可能性がある。この課題に取り組むためには、一つの虐待類型において複数のビネットを作成して比較検討するなどの追加調査が必要となる。

そして今回のビネット調査では、ビネットの内容をランダムに複数の属性によって作り変えて行ったため、同じ虐待類型についての重症度のレベル判断のばらつきには、このビネットに投入された属性の違いも影響している可能性がある。ビネットに投入した独立要因が重症度のレベル判断に与えた影響を検討することも今後の大きな課題である。

今回は、児童相談所による「分離保護が必要」の判断の境目とされる重度・最重度かどうかで区切りをつけたが、重症度のレベル判断と役割分担との関連については検討できていない。虐待類型ごとの重症度のレベル判断の結果が、通告や児童相談所と市町村の役割分担にどのように影響するかについても明らかにする必要があり、今後の課題として取り組んでいきたいと考えている。

謝辞

本研究の実施にあたりご協力頂いた東北地区の教育委員会 SSWer 担当指導主事の皆様、SSWer の皆様に心より感謝申し上げます。

なお、本研究は、明治安田こころの健康財団の研究助成を受けて実施した。

引用文献

- Hosmer, D.W., Lemeshow, Jr., S., and Sturdivant, R.X. (2013) Applied Logistic Regression, John Wiley & Sons, Inc. (= 2017, 宮岡悦良監訳『データ解析のためのロジスティック回帰モデル』共立出版.)
- Killick C. and Taylor, B. J. (2012) Judgements of Social Care Professionals on Elder Abuse Referrals: A Factorial Survey, British Journal of Social Work, 42, 814-832.
- 高良麻子 (2008) 「児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察——児童相談所と小学校との連携に注目して」『学校ソーシャルワーク研究』3, 2-13.
- 厚生労働省 (2016) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第12次報告) 平成28年9月」 (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000137018.pdf>, 2019.12.8).
- 厚生労働省 (2017) 「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(平成29年3月31日付け雇児総発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知) (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161641.pdf>, 2019.12.8).
- 厚生労働省 (2019) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第15次報告)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000533868.pdf>, 2019.12.8).
- 文部科学省 (2017) 「児童生徒の教育相談の充実について——学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり (報告) 平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議」(www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1381051_2.pdf, 2019.12.8).
- 文部科学省 (2019) 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2019/07/16/1416474_003.pdf, 2019.12.8).
- 西原尚之・原田直樹・山口のり子ほか (2008) 「子ども

- 虐待防止にむけた保育所、学校等の役割と課題』『福岡県立大学人間社会学部紀要』17(1), 45-58.
- 西野緑 (2009)「配置校型スクールソーシャルワーカーの有効性と課題——虐待的養育環境にある子どもに対するスクールソーシャルワーカーの援助プロセスを通して」『学校ソーシャルワーク研究』4, 28-41.
- 西野緑 (2014)「子ども虐待に関するスクールソーシャルワーカーと教職員とのチーム・アプローチ——スクールソーシャルワーカーへの聞き取り調査から」『Human Welfare』6(1), 21-34.
- 西野緑 (2015)「子ども虐待におけるチーム・アプローチの成果とスクールソーシャルワーカーの役割——教職員への聞き取り調査から」『学校ソーシャルワーク研究』10, 2-14.
- 奥村賢一 (2016)「スクールソーシャルワーカーが相談対応する児童虐待の実態と実践課題——配置型と派遣型の活動形態に焦点化して」『福岡県立大学人間社会学部紀要』24(2), 41-60.
- 奥村賢一 (2018)「ネグレクト児童の支援におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察 : 小学校教員を対象としたアンケート調査から」『福岡県立大学人間社会学部紀要』26(2), 175-189.
- 澁谷昌史 (2007)「小中学校における子ども虐待対応構造に関する考察——子ども虐待に関する知識の組織内配分と意思決定手続きに注目して」『厚生の指標』54(6), 1-6.
- Stokes, J. and Schmidt, G. (2012) Child Protection Decision Making: A Factorial Analysis Using Case Vignettes, *Social Work*, 57(1), 83-90.
- 田中陽子・長友真実・藤田由美子ほか (2007)「児童虐待に対する教師の意識に関する意識調査(3)——中学校教師の児童虐待判断指標と教師ストレスの関係」『九州保健福祉大学研究紀要』8, 23-33.
- Taylor, B.J. (2006) Factorial Surveys: Using Vignettes to Study Professional Judgement, *British Journal of Social Work*, 36, 1187-1207.
- 筒井淳也・神林博史・長松奈美江ほか編 (2015)『計量社会学入門——社会データをよむ』世界思想社.
- 山野則子・梅田直美・厨子健一 (2014)「効果的スクールソーシャルワーカー配置プログラム構築に向けた全国調査: 効果的プログラム要素の実施状況, および効果(アウトカム)との相関分析」『社会福祉学』54(4), 82-97.
- 山野則子編 (2015)『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク——現場で使える教育行政との協働プログラム』明石書店.

Factors Influencing of Judgement on Severity Levels in Cases of Child Abuse and Neglect at School: Questionnaire Survey of School Social Workers in the Tohoku District

Noriko Ikeda

The aim of this study was to examine associations among judgement on severity levels in cases of child abuse and neglect, as well as factors at the individual level and organization level. The questionnaires containing vignettes of 4 types of abuse and neglect were mailed to School Social Workers (SSWer) in the Tohoku District. Responses from 101 SSWers (32.5%) were returned from February to March in 2019. A logistic regression analysis was conducted with judgement on severity level as the dependent variable, and age, experience of abuse case as SSWer and social worker, participation of the Regional Council for Children, Certified Social Worker, teacher's license, status of assignment as the independent variables. As a result of the analysis, factors influencing judgement on severity level at individual levels were different from vignette to vignette. There was no correlation between judgement on severity level and factors at the organization level. These results suggest that the comprehensive judgement among various professionals is important based on the assumption that judgement on severity level is different at the individual level.

Keywords: child abuse and neglect, judgement, vignette, school social worker, logistic regression analysis